

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定
平成28年改訂
平成30年3月改訂
平成31年4月改訂
令和3年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

また、けんかやふざけ合いであっても児童の被害性に着目し、いじめか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で情報共有する。（特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込み報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。）そして、いじめは、どの学校・どの学級でもどの子でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、人権侵害であるいじめを絶対に許さない学校をつくる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめに係わる行為が少なくとも3か月（目安）は止んでいること、被害者が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に対して面談等で確認する）の2つの要件が満たされる必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学級担任・スクールカウンセラー等からなるいじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。「発達障害を含む、障害のある児童」「海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童」「東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童」、これらの児童を含め、特に配慮が必要な児童は、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者と連携、周囲児童への指導を行う。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「なかよしアンケート」やC&S調査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 児童がいじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくれるようにする。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- hyper-QU調査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 月ごとの「なかよしアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 学校生活相談員やスクールカウンセラーと連携し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や幼稚園・保育園等と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。また、いじめ問題やこの問題への取り組みについて理解を深めるべく広報啓発をしていく。保護者からの相談には、管理職に相談の上、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、福祉部、市民部、教育委員会、教育研究所、中学校やこども発達相談室などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 月ごとの「なかよしアンケート」実施（ただし、7・8・12・3月は実施しない）

月の最終週に、「なかよしアンケート」を実施する。また、「なかよしアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、相談・指導したの上、教頭に概要を報告し、保管する。

(3) ノート・日記等指導

学校における児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等に目を通したりして、児童の交友関係や悩みを把握するよう努める。

(4) キャリア教育の充実

学級指導や「未来力」学習講座を充実させ、児童が将来の夢や希望を具現化できるよう、自己の生き方について考えさせるようにする。

5 いじめに対する早期対応

○いじめを発見し、またはいじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(別表)

年 間 指 導 計 画

指導等の内容

教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月 ○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ防止対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○JRC登録	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学年学級懇談会】
5月 ○hyper-QU① ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり ○縦割り活動	
6月 ○hyper-QU①調査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【社会科見学】 ○いじめ防止フォーラムに向けた児童会の取組およびフォーラムへの参加 ○縦割り活動	○保護者との情報交換 ○いじめ対策についての啓発 【二者面談】
7月 ○自己評価の実施 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】 ○情報アンケート実施 ○夏季休業に関わる学級指導	○縦割り活動 ○行事を通した人間関係づくり 【チャレンジスクール・臨海学校・水泳記録会等】	○学校評価の実施 ○生活指導について保護者向け通知
8月 ○新学期開始時における学年・学級指導 9月 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【水泳記録会等】 ○行事を通した人間関係づくり 【陸上記録会練習】 ○縦割り活動	
10月 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【運動会・社会科見学・学年旅行】 ○縦割り活動	
11月 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】 ○hyper-QU②	○縦割り活動 ○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行、校内持久走大会】	○保護者と情報交換 ○いじめ対策についての啓発
12月 ○hyper-QU②調査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】 ○冬季休業に関わる学級指導	○人権集会 ○殖中地区子ども未来会議に向けた取り組み ○縦割り活動	○学校評価の実施 ○生活指導について保護者向け通知 【二者面談】

<p>1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新学期開始時における学年・学級指導 ○児童の様子について情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○殖中地区子ども未来会議への参加 ○縦割り活動 	
<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の様子について情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り活動 ○行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会】 	
<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策についてのまとめ ○学校評価についてのまとめ 【職員会議】 ○学年末休業に関わる学級指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り活動 ○行事を通じた人間関係づくり 【卒業式】 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活指導について保護者向け通知